兵庫地方最低賃金審議会
第１回 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月２日（水） ９時 54 分～11 時 19 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	千田委員、三上委員
労働者委員	小菅委員、須藤委員、藤本委員
使用者委員	中崎委員、中田委員、松下委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長 下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）部会長・部会長代理の選出について （２）兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （３）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

少し早いですが皆様お揃いですので、ただ今から、第１回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

本日は、上林委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので御報告いたします。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。

審議に入ります前に、労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

○丸山労働基準部長

皆様、おはようございます。本日は御多忙の中、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から労使双方それぞれのお立場において、地域産業の発展と雇用の安定、そして働く方々の処遇向上に御尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など、労使を取り巻く環境も大きく変化しているところです。

こうした中、特定最低賃金は、単に賃金の最低額を定める制度にとどまらず、関係する産業における労働条件の改善や人材確保、さらには産業の健全な発展を支える重要な役割を担っているものです。

そして、現場を最もよく知る労使双方が主体となって、産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度であり、労使のイニシアティブが何よりも重要となっています。

委員の皆様には、専門的な知見と豊富な経験を活かしながら実りある議論を進めていただきますようお願い申し上げるとともに、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○下風賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もありますので、お手元にお配りしております資料の１ページに添付している委員名簿を各自御確認いただくことで代えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして公益代表委員の中から選挙で選出することとなっておりますが、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○下風賃金指導官

ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いします。

○千田委員

公益側委員において事前に打合せしております。部会長には三上委員を、部会長代理には私、千田を推薦することで調整を終えていますので、この２名を推薦したいと思います。

○下風賃金指導官

ただ今、部会長に三上委員、部会長代理に千田委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○労使委員
　異議なし。

○下風賃金指導官
　異議なしとの声をいただきましたので、部会長に三上委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと、確認いたします。
　それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

○三上部会長
　部会長に選出されました三上です。よろしくお願いいたします。慎重審議に努めたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。
　はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。
　労働者側の委員は、どなたになさいますか。

○小菅委員
　小菅でお願いします。

○三上部会長
　使用者側委員は、どなたにされますか。

○松下委員
　松下でお願いします。

○三上部会長
　それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は部会長である私と小菅委員、松下委員とすることといたします。
　また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員
　はい。

○三上部会長
　それでは、次の議題（２）「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。
　今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議

することとなりました。
事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長
では、事務局より説明させていただきます。
まず、兵庫県最低賃金につきましては、９件の産業別の特定最低賃金がございます。
お手元にお配りしていますカラー刷りの折り畳んであるＡ３のリーフレットを御覧いただきたいと思います。
こちらが、現在の兵庫県の最低賃金を取り纏めたものとなりまして、一番上に地域別最低賃金・兵庫県最低賃金 1,116 円、その下に産業別最低賃金が６つ並べてあります。この６つの特定最低賃金がありますが、その下に太字で一行書いている部分がございます。そこを御確認いただきますと、この６つ以外に「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」とそれぞれ記載がありまして、この３つにつきましては令和７年 10 月４日から兵庫県最低賃金 1,116 円が適用されていることになってございます。
また、表の右端に「適用除外する労働者」の欄がございます。ひとつひとつ御説明は差し控えさせていただきますが、主に各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外とされております。さらにその表の下に（注１）（注２）（注３）（注４）の注意書きがございます。この（注３）に記載してありますとおり、「18 歳未満又は 65 歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」及び（注４）として「雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの」がそれぞれ適用除外となっていることに御留意いただければと思っております。
これだけの特定最賃がありますけれども、今年につきましては６月 29 日から７月３日までの間に７件の特定最低賃金の改正の申出をいただきました。
お手元の専門部会資料の８ページを御覧いただきたいと思います。
こちらに今年申出をいただきました７業種７件の特定最低賃金に関する申出状況を取り纏めております。さらに、９ページ目に当専門部会はん用機械器具等製造業の特定最賃にかかる申出書の写しを添付させていただいております。
10、11 ページにこういう形で、何社から時間額がどうであったかというところでの労働協約の取り纏め状況も一覧として掲載させていただいております。
この申出につきましては、受付時に事務局で申出手続きに不備がないかどうか確認させていただきましたうえで、７月 13 日の本審におきまして委員の皆様に御確認していただいたところとなりました。その結果、同本審におきましてこの７件の特定最賃につきましては、改正の必要性の有無についての意見を求めるとともに必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問が行われております。その資料といたしまして 12 ページ目に、７月 13 日の本審での諮問文の写しを添付させていただいております。
次の 13 ページに「兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）」の写しも付けさせてお

りますので、御確認していただければと思います。

改正の流れにつきまして、兵庫県では、令和元年までは本審において各業種を一括して改正の必要性の審議を行ったうえで、必要性ありとなった場合には各専門部会において金額改正の審議を行っていただいておりましたが、令和２年のコロナ禍の際に、各業界事情に通じた委員が選任されている各業種の専門部会で、必要性の有無も含めて審議すべきではないかと御提案いただきまして、令和２年以降は各専門部会において、それぞれの業種の改正の必要性の有無と、必要性ありとなった場合には金額改正の審議を行っていただいている状況になっております。

なお、今年も７月 13 日の本審におきまして、昨年同様、各専門部会において必要性の有無の審議を行うとともに、必要性ありとなった場合には金額改正の審議を行うということが決定されている状況になってございます。

この特定最低賃金の改正につきましては、先ほど申し上げましたように金額改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、必要性ありとなった場合には金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申というそれぞれ２つの段階を踏まえて、審議を行っていただいております。

そのあたりを少し御説明させていただきます。

お手元の専門部会資料の２ページ目以降を御覧いただきたいと思います。これが説明資料になります。

その資料の３ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらには書いていないのですが、特定最低賃金は最低賃金法 15 条から第 19 条において規定されているもので、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せをするものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では現在 223 件設定されている状況となってございます。

兵庫県では、先ほど申し上げましたとおり、９件設定されている状況ではありますが、そのうち７件の改正申出があった状況となってございます。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との違いについて、その３ページの下半分の表でまとめています。右側に地域別最低賃金をまとめておりますが、この地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割・機能となっております。それと対しまして左側の特定最低賃金は、労使の取組を補完するものと、それぞれ役割が少し違っております

なお、右側の地域別最低賃金につきましては、先ほど御確認いただきましたように現行では時間額 1,116 円となっております。ただ、今年の審議会の答申により 10 月１日からは 56 円引上げられて 1,172 円となってございます。

左側の特定最低賃金は、今現在、各業種で審議を諮っている状況になってございます。

この特定最低賃金の審議の流れにつきまして、資料の５ページ目を御覧いただきたいと思います。

簡単なフロー図が示されております。

流れとしまして、左上の関係労使からの申出がありましたら、労働局長からの諮問を受けて、審議会又はその専門部会において金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行っていただいて、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになってございます。

なお、本日、１回目のこの専門部会につきましては、この流れで言いますと右上の［必要性］答申※１とある部分が本日の専門部会の位置付けとなります。で、その〔必要性〕答申に※１とありますので、下側の※１のところを御覧いただきたいと思います。

ここで、「特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている」ということになっております。

なお、もう少し御説明させていただきますと、資料には付けていないのですが、昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申の中で、「特定最低賃金の必要性の有無の審議は全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。

「努力するもの」と規定されていることによりまして、改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし、一方、必要性ありと認められて、次のステップで金額改正の審議に移っていくのですけれども、この金額改正の審議につきましては、平成 14 年の中央最低賃金審議会の協議会報告におきまして取決めがありまして、「改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」と、後ろに「望ましい」が付記されております。ここで付記されている理由としましては、金額改正審議につきましては全会一致だけではなくて、当然、全会一致が望ましいのですけれども、全会一致だけではなく採決により決定することもあり得ることを含んで報告されている状況になってございます。

以上のことから、特定最低賃金につきましては、改正の必要性については全会一致が必須であり、その金額決定につきましては全会一致が望ましいとされておりますので、今後の御審議に御留意いただければと思っております。

また、金額改正に係る審議の際に御留意いただきたい点がございます。

改正の必要性がありとなった場合には、まず、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められております。地域別最賃より実際１円以上は改定しないといけないことになります。

地域別最低賃金が 1,116 円ですが 10 月１日より 56 円引上げられて 1,172 円になりますので、改正の必要性がありとなった場合にはこの 1,172 円よりも１円以上上回って、つまり、少なくとも 1,173 円以上で審議を行っていただく必要がございます。

さらに、上限はいくらまでというところも審議として必要な部分もございまして、資料８ページをもう一度御覧いただきたいと思います。

「申出状況一覧表」になりますけれど、この特定最低賃金につきましては、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超えての金額改正は行えません。そのため、このはん用機械等の件名のところを御覧いただきますと、真ん中あたりに労働協約の最も低い時間額を

示したところを朱記・赤字で表記しており、1,231 円となってございますので、いくら金額を大幅に改正することにしたいとお考えになられても、この 1,231 円を超えることはできません。

ですので、実際に、もし改正必要性ありとなった場合は 1,173 円から 1,231 円までの間で御審議を諮っていただくことになりますので、この点も御留意いただければと思っております。

事務局からの説明としましては以上でございます。

○三上部会長

ただ今の説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

○各委員

（意見・質問なし）

○三上部会長

それでは、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい。では、事務局から引き続き私の方から御説明させていただきます。

配布させていただいております資料の主に経済概況や雇用状況等、賃金の上昇等につきまして取り纏めた資料になります。

私の後に、兵庫労働局において実施しました基礎調査の結果につきましても、事務局の担当者から引き続き御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（以下の資料 39 ページから 135 ページまで説明）

資料№.８　一般職業紹介状況（令和８年７月分）抜粋（兵庫労働局）

資料№.９　管内金融経済概況（日本銀行神戸支店　2026 年７月 17 日）

資料№.10　毎月勤労統計調査地方調査月報（令和８年５月　兵庫県）

資料№.11　兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部地域経済課　令和８年６月 22 日）

資料№.12　兵庫県鉱工業指数月報（令和８年５月（速報）兵庫県企画部統計課）

資料№.13　連合 2026 春季生活闘争　第７回（最終）回答集計結果について（2026 年７月３日）

資料№.14　2026 春季生活闘争　第７回（最終）回答集計（2026 年７月１日連合兵庫）

資料№.15　「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」集計結果（2026 年６月８日日本商工会議所・東京商工会議所）

資料№16　はん用機械器具等製造業関係最低賃金（令和６、７年度、全国）

○神藤労働基準監督官
賃金室の神藤です。
私から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。
（以下の資料 16 ページから 38 ページまで説明）
資料№７　令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

○三上部会長
ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○松下委員
はい。

○三上部会長
松下委員、どうぞ。

○松下委員
前半の資料の御説明のところの質問になります。
110 ページ「春闘の最終回答集計（地方連合会）」の御説明で、300 人未満の計が 4.81％と伝えられたのですが、106 ページの「回答集計」だと 4.69％とあります。
この資料の違いを御説明いただけますか。

○安積賃金室長
106 ページの資料は、連合での全国の数値になります。110、111 ページにつきましては、連合兵庫が兵庫県だけについて取り纏められたもので、全国規模の集計であるか、兵庫県だけでの集計であるかの違いになります。

○松下委員
ありがとうございます。
そうすると、兵庫の方が全国集計よりも 300 人未満は高かったということですね。

○安積賃金室長
はい。

○松下委員
わかりました。
ありがとうございました。

○三上部会長
　よろしいでしょうか。
　そのほか何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○各委員
　（意見・質問なし）

○三上部会長
　それでは、審議を続けます。
　事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになります。全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性なしということになります。
　また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。
　各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛け致しますが、よろしくお願いいたします。
　それでは、まず労使それぞれから、兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。
　その段階で、双方が御意見を同じくするのでありましたら、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなりますし、また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。
　では、最初に、労使双方それぞれで、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員
　お願いします。

○三上部会長
　それでは、10 分から 15 分程度でお願いします。

　（労使それぞれ、別室で意見調整。）

○三上部会長
　それでは、審議を再開します。
　では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え方をお聞きしたいと思います。
　よろしくお願いします。

○藤本委員

それでは、私、藤本から必要性について述べさせていただきます。

足もとの経済環境ですが、中東情勢の影響等から一部に弱い動きも見られるものの、全体としては緩やかな回復基調にあるものと認識しております。先行きにつきましては、原油価格の上昇が企業収益や家計の実質所得を圧迫し、景気の下押し要因となることが懸念されておりますが、一方で、高水準の企業収益や雇用・所得環境、政府による各種施策等が経済を下支えする見込みと推察されております。

このため、日本経済は成長ペースを鈍化させつつも緩やかな成長を続けるとみられ、兵庫県内においても概ね同様の景況感にあるものと認識しております。

はん用・生産用・業務用機械器具製造業では、工作機械等一部の分野で需要の力強さを欠く動きがみられる一方、生成 AI・半導体関連や業務用空調機器、省力化・省エネルギー対応した設備・機械等では底堅い需要が続いていると考えています。

企業の人手不足への対応や設備更新、省力化・自動化投資等を背景に、企業全体としては底堅く推移しているものと考えております。また、2026 年に入ってからも、半導体関連をはじめ需要が堅調な分野が見られるなど、設備更新や省力化・自動化に向けた需要がみられております。

そうした状況のもと、兵庫県地域別最低賃金につきましては、56 円引上げられ 1,172 円と示されております。しかしながら、生産年齢人口が減少していく中で、当該産業における人材の確保・定着は、引き続き産業の維持発展に向けた重要な課題と認識しております。また、当該産業では専門性が求められる作業も多いということから、こうした産業の実情を踏まえた賃金水準を確保するとともに、引き続き地域別最低賃金を上回る水準を維持することが必要と考えております。

また、特定最低賃金を設定することは、当該産業における一定の賃金水準を明確にすることと、適正な価格転嫁を通じた公正な競争環境の確保にも資するものと考えております。

さらに、2026 春闘におきまして、先ほどありました連合兵庫の第７回（最終）集計によりますと、製造業の賃上げ率は５％台と引き続き高い水準での賃上げ回答が示されております。また、はん用・生産用・業務用機械器具製造業に関わる労働組合におきましても、大幅な賃上げが実現している状況です。

こうした賃上げの流れを、当該産業における未組織労働者にも波及させることにより、はん用・生産用・業務用機械器具製造業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定や、経済の好循環にも繋がるものと考えております。

これらの状況等を総合的に勘案し、はん用・生産用・業務用機械器具製造業に係る特定最低賃金の改正についても、「必要性あり」が妥当であるとの判断に至りました。

最後に、はん用・生産用・業務用機械器具製造業に係る特定最低賃金につきましては、当該産業の魅力向上、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など、将来にわたる産業の発展と成長を見据え、当該産業の労使が真摯な議論を重ねる中で積み上げてきたものと理解しております。こうした趣旨を踏まえ、引き続き特定最低賃金の維持・改正に向けて取り組んで参りたいと思っております。

以上です。

○三上部会長
ありがとうございました。
それでは、次に使用者側委員からお願いします

○松下委員
使用者側の見解を申し上げます。
国内経済は緩やかな回復基調にあると言われるものの、企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、原材料価格やエネルギーコスト、物流費をはじめとする諸経費の継続的な上昇に加え、中東情勢の影響による供給制限や価格の高騰なども発生しており、今も先行き不透明な状況にあります。
兵庫県におきましても、先ほどの資料の説明で、一部弱めの動きがあるものの緩やかな景気回復という一方、淡路の業務用機械器具製造業のコメントを読むと、やはり中東情勢の影響等で打撃を受けていることが窺えます。
ここ数年続く大幅な最低賃金の引上げのために、企業の中には、賃上げ原資の確保に苦慮しながらも物価上昇への対応や人材確保等のための「防衛的賃上げ」を余儀なくされている中小企業が少なくありません。
このような状況下での特定最賃の引上げについては、その必要性があるのか疑問が生じるところであります。
一方で、政府目標に関しては「全国平均で 1,500 円」を「2020 年代」から「遅くと 2030 年代前半のできる限り早期に達成」へと先延ばしに見直しされたものの、兵庫県地方最低賃金の引上げが目安どおりの 56 円となったこと、はん用機械器具等製造業は景気の影響を受け易い業種であり、適用労働者数も多いこと、優秀な人材の確保や業界の魅力向上という観点からは、その必要性を感じる点は労使で共通する認識であること等を踏まえて、先ほど御説明したような中小零細企業に配慮し、その引上げ額については、影響率や未満率も考慮した上で、根拠をしっかりと説明できるよう算定した金額での協議が行えるならば、特定最賃について金額改正の必要性ありと判断することといたします。
以上です。

○三上部会長
はい、ありがとうございました。
使用者側の御意見としては、根拠をしっかり持った協議が行えるのであればという条件付きですね。

○松下委員
はい。

○三上部会長
はい、その点について、労働者側の方はどうでしょうか。

○藤本委員
はい、それは、私共の方もしっかりと根拠を持って話し合いをさせていただきたいと思っております。

○三上部会長
そうしましたら、経済の実態も踏まえ、データも踏まえ根拠を持って意見を真摯に交わしながら協議するということを共通認識とした上で、必要性ありということで見解が一致したということで、よろしいでしょうか。

○労使委員
（意見なし）

○三上部会長
特に御意見はございませんね。
ありがとうございました。
今申し上げましたように、労使の御意見をお聞きして、今後、協議に当たる認識も共有した上で御意見が一致したと受け止めたいと思います。
ということで、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。
７月 13 日の本審でも、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決しておりますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。
兵庫県はん用機械器具等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することに御異議はございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○三上部会長
異議なしと認めます。
出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、「兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った。ということを確認いたしました。
それでは事務局は、この「最低賃金については改正決定することを必要と認める。」との専門部会報告及び答申文についてそれぞれの案の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長
準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局、報告文案を作成し、各委員に配布。）

○三上部会長
それでは、報告文案の確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
はい。
読み上げさせていただきます。
令和８年９月２日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口隆英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県はん用機械器具製造業、
生産用機械器具製造業、業務用
機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　三上喜美男

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記
公益代表委員　上林憲雄、千田直毅、三上喜美男
労働者代表委員　小菅梨絵、須藤良仁、藤本幸太
使用者代表委員　中崎芳喜、中田哲雄、松下田佳子

以上でございます。

○三上部会長
　ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
　はい。

○三上部会長
　ありがとうございます。
　それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文といたします。
　続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行いたいと思います。

○安積賃金室長
　準備させていただきます。

（事務局、答申文を作成し、各委員に配布。）

○三上部会長
　それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
　はい。
　読み上げさせていただきます。
　令和８年９月２日

　兵庫労働局長
　　金成真一　殿

　兵庫地方最低賃金審議会
　　会長　山口隆英

　兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

　当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造最低賃金について改正決定す

ることを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

○三上部会長
ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○三上部会長
それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することといたします。
本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いいたします。

○安積賃金室長
準備させていただきます。

（事務局　答申文を作成。）

（三上部会長から丸山労働基準部長に答申文を手交、答申文写しを各委員に配布。）

○丸山労働基準部長
ありがとうございました。

○三上部会長
続いて、議題（３）「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ございますでしょうか。

○安積賃金室長
はい、今後の流れについて簡単に説明させていただきます。
本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後 15 日間行うこととなります。
そのため、次回の審議日程についてですが、次回は９月 17 日、木曜日、午後３時からでお願いいたします。
また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断を併せてお願いいたします。

○三上部会長
　では、次回は９月 17 日、木曜日、午後３時からの開催といたします。よろしくお願いいたします。
　次回は金額審議となりますが、一昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開したいと思います。
　よろしいでしょうか。

○各委員
　異議なし。

○三上部会長
　特に異議もなしですので、その予定で今後進めていくことといたします。
　その他、この場で何か御発言ございますでしょうか。

○各委員
　（特になし）

○三上部会長
　特にありませんか。
　それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思います。
　御苦労様でございました。

○各委員
　ありがとうございました。

三上　喜美男

小菅　梨絵

松下　田佳子